

後期高齢者医療制度関係書類に係る送付先登録について（お知らせ）

後期高齢者医療制度に係る関係書類について、被保険者の住所地（住民登録のある住所）以外への送付を希望する場合、または送付先登録の変更及び解除を希望する場合には、下記により別紙「後期高齢者医療制度関係書類 送付先登録申請書」をご提出ください。

記

1. 送付先登録の対象になる書類について

- 被保険者証
- 給付関係書類（限度額減額認定証、高額療養費の支給通知書など）
- 保険料関係書類（保険料納入通知書など）
- 保健事業のお知らせなど。

※送付先を変更できる書類は、被保険者あてに送付されるものに限られます。
(詳しくは、おたずねください。)

2. 申請に必要な添付書類について

被保険者証は、社会通念上、身分を証するものとして使用されるものですので、送付先の登録申請の際には、次のような証明書類の添付が必要になります（郵送での申請の場合も同様となります）

- ①申請者が被保険者本人の場合
 - ・申請者の「本人確認に関する書類の写し」
- ②申請者が代理人の場合
 - ・代理人の「本人確認に関する書類の写し」と被保険者からの「委任状」
あるいは
 - ・代理人の「本人確認に関する書類の写し」と「被保険者との関係を証する書面」

※「本人確認に関する書類」については裏面に掲載してあります

※「被保険者との関係を証する書面」とは、戸籍謄本や成年後見制度が開始されている場合は審判書謄本の写し又は登記事項証明書の写しなどになります。

※申請者住所と送付先住所が異なる場合は、審査の上ご登録となります。

3. 送付先内容の確認について

2で添付いただきました証明書類を元に登録内容を確認後、送付先の変更を行います。ご不明な点につきましては、申請者に連絡することがあります。

なお、送付先に郵送することにより、宛先不明で返送される等の不都合が生じた場合には、送付先登録を解除させていただくことがありますので、ご了承ください。

(本人確認に関する書類一覧)

申請に必要な添付書類は、下記のうち、いずれか1点の写しを提出してください

- 後期高齢者医療被保険者証（被保険者本人の申請の時のみ可）
- 運転免許証
- マイナンバーカード
- 住民基本台帳カード（写真付き）
- 旅券（パスポート）
- 身体障害者手帳
- 療育手帳
- 海技免状
- 電気工事士免状
- 無線従事者免許証
- 船員手帳
- 宅地建物取引主任者証
- 特殊電気工事資格者認定証
- 認定電気工事従事者認定証
- 動力車操縦者運転免許証
- 航空従事者技能証明書
- 運航管理者技能検定合格証明書
- 戦傷病者手帳
- 官公庁（共済組合を含む）がその職員に対して発行した写真の貼付された身分証明書
- 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人がその職員に対して発行した写真の貼付された身分証明書
- 総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第15号の適用を受ける特別法人がその職員に対して発行した写真の貼付された身分証明書

※有効期限があるものについては、有効期限内のものに限ります

川越市役所高齢・障害医療課

後期高齢者医療担当

〒350-8601 川越市元町1-3-1

☎（049）224-5842（直通）